

会員資格規程

第1条（目的）

一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）は、その発展と向上の為、会員資格規程を設け定款第7条及び第8条に基づき新入会希望者及び会員一般の資格の基準を定める。

第2条（会員）

本会議所の会員は定款第6条に定めるところとする。

第3条（会費及び入会金）

会員は定款第9条第2項及び第3項に基づき入会に際しては入会金を、又、毎年度、所定の納期（1月20日、4月20日、7月20日、10月20日）に会費を次のとおり納付しなければならない。

入会金	正会員	30,000円
会費	正会員	年額 120,000円
	特別会員	年額 3,000円
	賛助会員	年額 20,000円
	名誉会員	年額 0円

第4条（正会員の入会）

入会に際しては定款第7条及び第9条2項に定めるほか、次の各号による。

- （1）定款第7条1項で定める入会申込書の提出先は、運営規程で定める担当委員会とする。
- （2）新入会申し込みは所定の入会申込書を使用し、申込書、写真2枚、会費自動振替用紙及び申込金を添えて運営規程で定める担当委員会に提出する。
- （3）新入会申し込みは入会后1年以上の正会員2名の推薦を必要とする。
- （4）申込書を受理した運営規程で定める担当委員会は、会員たる資格を審査し、それを理事会に提出し、理事会は仮入会を承認する。但し、理事会の中で2名以上の反対がある時はこれを承認しない。
- （5）仮入会を承認された仮入会会員は入会金と同額の申込金を納入して直ちに例会（総会）に出席し、所定の期間を経過した後、他の委員会に所属する。
- （6）仮入会中は議決権を有しない。
- （7）仮入会中の会費は正会員と同額の会費を納入するものとする。

第5条（入会の決定と正会員の権利）

入会の決定及び正会員の権利は定款に定めるほか次の各号による。

- （1）仮入会3ヶ月間に例会及び委員会を通じて出席したものを対象として理事会はこれの正式入会を審議承認して例会においてこれを報告する。
- （2）正式入会を認められた新会員の申込金は入会金に振り替える。
- （3）仮入会を承認され正会員に承認される以前に退会した会員の申込金及び正式入会を理事会に於いて認められない会員の申込金は返金する。
- （4）但し、本会議所に入会する以前に、他青年会議所の正会員の資格を有していた者が、転勤等の事由による入会を希望する場合は、理事会の承認により入会と同時に正会員の資格を得る事ができる。

第6条（推薦者の責任）

推薦者は新入会申し込み者が正会員の資格を獲得した後においても本人の出席会費の納入をはじめとして会員の義務遂行に道徳責任を負うものとする。

第7条（特別会員）

特別会員は定款第6条に定めるほか、次の各号による。

- （1）正会員に制限年齢を超えた会員は、本人の申し出を確認し、理事会の承認の下、特別会員とする。
- （2）特別会員は、総会の議決権を有しない。又役員の選挙権被選挙権を有しない。
- （3）特別会員は、理事会の諮問ある場合に限り、本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

第8条（賛助会員）

賛助会員を希望するものは賛助会員申込書を理事会に提出する。

2. 賛助会員の決定は理事会による。

第9条（名誉会員）

本会議所に功労のある者は、理事会の決定により、名誉会員に推薦する。名誉会員は、当該年度のみとする。但し、重任及び終身制を妨げない。

第10条（正会員の業務）

正会員は、本会議所の目的、信条を良く理解し、本会議所の会合行事につとめて出席し、進んでよき計画の提案をなし、その行事に参画し、目的達成に努力しなければならない。

第11条（休会、退会、除名）

定款第10条、11条、13条に定めるところによる。

第12条（再入会）

定款第10条で定める退会者が、再び本会議所に入会を希望する場合は、本規程第3条及び第4条を準用する。但し、理事会の承認がある場合に限り入会と同時に正会員の資格を得る事ができる。但し、次の各号による場合は入会を認めない。

- （1）退会した当該年度中の再入会
- （2）定款第11条で定める除名者の再入会

附 則

本規程は2013年1月23日より施行する。

役員選任規程

第1条（総則）

一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）役員は、定款第16条に基づき本規程の定めるところにより選任する。

第2条（次年度理事長の選出）

次年度理事長は、総会に於いて理事長立候補者の中から正会員の投票により選出する

2. 但し、立候補者なき場合は、第12条、第13条並びに第14条の定めるところによる。

第3条（立候補の受付）

理事長は、6月の例会に於いて次年度理事長立候補の受付日を公示する。

2. 立候補の受付日は6月例会の翌日より6月理事会開催前日までの間の1日とする。

3. 次年度理事長立候補希望者は、選挙管理委員会に書面をもって届け出るものとする。

第4条（立候補者の資格）

次年度理事長立候補者の資格は次の各号の要件を充たすものとする。

- (1) 正会員経験年数が正会員として承認された年の1月1日から起算し理事長就任時に満3年を経過する者
- (2) 立候補時に理事を経験している者

第5条（選挙管理委員会の構成並びに選挙の運営管理）

次年度理事長選挙の運営管理は、選挙管理委員会によって行う。

2. 選挙管理委員会は、6月例会をもってこれを組織する。組織の構成にあつては次の各号による。

- (1) 委員会は5名をもって組織する。
- (2) 委員は副理事長及び運営規程で定める総務を担当する委員会の中から理事長が指名する。
- (3) 委員長は委員の中から理事長が指名する。

2. 委員長は選挙が公正に行われるように管理する。

3. 委員会は立候補受付日に立候補なき場合その日をもって解散する。

5. 第14条第1項第4号に基づき選考委員会により推薦候補者での選挙実施の指示があつた場合は、再度選挙管理委員会を設置する。この場合における構成及び管理は解散前と同じとする。

第6条（次年度理事長選挙の実施及び告示）

第3条で定める立候補受付を締め切った時点で複数の立候補者があつた場合は、選挙管理委員長は受付日の翌日から30日以内に次年度理事長選挙を行う。

2. 選挙管理委員長は、選挙の期日について7日前までに正会員に対し告示しなければならない。その際に告示する内容は次の各号とする。

- (1) 投票日及び投票時間
- (2) 投票所について
- (3) 立候補者氏名
- (4) 投票方法
- (5) その他、選挙管理委員長が公正に行われるように管理する上で必要と思われる事項
- (6) 第16条2項における推薦候補者選出理由

但し、選考委員会が指名した推薦候補者による次年度理事長選挙実施の場合に限る

第7条（投票方法）

次年度理事長選挙は、あらかじめ用意された投票用紙を用い、単記無記名投票とする。

第8条（無効投票）

次の各号に掲げる投票は無効とする。

- (1) 指定の投票用紙を用いないもの
- (2) 立候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 1票中に2名以上の氏名を記載したもの
- (4) 立候補者の氏名の他、他事を記載したもの

2. 但し、職業、身分、住所、敬称の類はこの限りでない。

第9条（代理人投票の禁止）

投票は1人1票とし、代理投票は認めない。

第10条（当選の決定）

選挙管理委員長は当選者の発表を行う。

2. 当選者の決定は次の各項による。

（1）立候補者が2名の場合は、得票が有効投票数の過半数に達していなくとも最高得票者を当選とする。

但し、第11条第5項に定める場合はこの限りではない。

（2）得票同数の場合は、年長者をもって当選とする。

（3）立候補者1名の場合は、無競争当選とする。

第11条（次年度理事長選挙の成立及び再選挙）

第6条に規定される次年度理事長選挙の成立の要件として、投票総数が議決権を有する正会員の2分の1以上とする。

2. 投票総数が成立要件に達しなかった場合は、選挙管理委員長は選挙の不成立を宣言し再選挙を行う。

3. 再選挙は不成立日から14日以内に行う。また再選挙の告示は不成立日から7日以内に行う。

4. 再選挙でも成立要件に達しない場合は、理事長は選挙管理委員長を解任し、直ちに臨時総会を招集して次年度理事長選挙を実施する。この場合における選挙管理委員長は理事長がその任に就く。

5. 次年度理事長選挙に際して、3名以上の立候補者があり、かつ最高得票候補者の得票が有効投票の過半数に達しなかった場合は得票上位2名で再選挙を行う。この場合における再選挙の実施は第3項を準用する。

6. 前項における再選挙における当選者の決定は、第10条第2項の第1号及び第2号の準用を原則とするが、最高得票数が有効投票数の過半数に達しなかった場合において、選挙管理委員長は、臨時総会を招集して過半数に達するまで再選挙を実施する事ができる。

第12条（選考委員会の目的）

第3条の期日に次年度理事長立候補者なき場合は、受付日の翌日から7日以内に選考委員会を設け、選考委員会の設立について直ちに正会員に対して公示する。

2. 委員会は速やかに次年度理事長候補者を決め総会に推薦する

第13条（選考委員会の構成）

選考委員会は次の各号により構成する。

（1）委員会は理事長、直前理事長を含み、その他役員経験1年以上の正会員7名をもって構成する。

（2）委員は、理事長が指名する。

（3）委員会の委員長は、理事長がこれにあたる

第14条（選考委員会の責務と権限）

選考委員会は、本会議所の理事長に相応しい人物を慎重に審議し、速やかに総会に最低1名以上を推薦する責務を負うと共に、次の権限を有する。

（1）推薦候補者を最大3名まで指名する権限

（2）審議、審査に必要な会議を開催する権限

（3）意見を聴取するために候補予定者を招聘する権限

（4）選考委員会で指名した推薦候補者での次年度理事長選挙の実施の権限

2. 選考委員会は、推薦候補者の同意を得ずに指名する事ができる。但しこの場合は、必ず2名以上指名して次年度理事長選挙を実施する。

3. 推薦候補者として指名を受けた正会員は、特段の理由がない限り、これを辞退する事ができない。

第15条（選考委員会の会議議事録の非公開）

選考委員会が推薦候補者を選出する為に開催された会議の議事録は原則として非公開とする。

但し、選考委員会の判断により公開を許可した場合はこの限りではない。

第16条（推薦候補者選出理由の説明義務）

選考委員会は、推薦候補者を理事会及び総会に選出する際は、選出した理由を説明しなければならない。

2. 選考委員会が指名した推薦候補者による次年度理事長選挙実施の場合は、選挙管理委員長に指示して選出理由について告示しなければならない。

第17条（次年度理事長の決定）

次年度理事長は、総会過半数の承認を得て決定する。

第18条（辞任の禁止）

次年度理事長に選出された者の辞任は認めない。

但し、総会に於いて認めた場合はこの限りでない。

第19条（次年度監事の選出）

監事の選出は、次年度理事長選出後、直ちに行う。

2. 選出方法は、理事会の推薦とし、総会過半数の承認を得て決定する。

第20条（次年度理事の選出）

次年度理事の選出は、次年度監事選出後、直ちに行う。

2. 選出方法は、理事会の推薦とし、総会過半数の承認を得て決定する。

附 則

本規程は2020年1月27日より施行する。

運営規程

(総会の決議事項)

第1条 次の各号の事項は、理事会において総会に付議する事項と認められた場合、総会の決議事項とする。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (2) 次に掲げる規定の設定変更及び廃止
 - ・一般社団法人柏崎青年会議所 運営規程

(新年通常総会)

第2条 定款第25条第2号で定める毎年1月に開催される通常総会を新年通常総会と称す。

2. 新年通常総会における事業報告及び収支決算についての上程は前事業年度の役員が行う。

(規程、規則及び細則類の発効)

第3条 定款第27条第5号に該当しない規程、規則、要領、指針、ガイドライン等の細則の類の設定変更及び廃止は、理事会の承認を以ってその効力を発する。但し、施行日を定めた場合はその日とする。

2. 事務局長は理事会で承認された規程、規則、ガイドライン等の細則の類について遅滞なく正会員に公示し、例会において報告する。

(正副理事長会議)

第4条 理事長は、必要に応じて、正副理事長会議を組織することができる。

2. 正副理事長会議は、理事長がこれを招集し、副理事長、室長、専務理事、事務局長、監事及び直前理事長をもって構成する。

(会員拡大会議)

第5条 理事長は、会員拡大を円滑に進めるため、会員拡大会議を組織することができる。

2. 会員拡大会議は、理事長がこれを招集し、副理事長、室長、専務理事、事務局長、本規程で定める会員拡大を担当する委員会及び各委員会の副委員長をもって構成する。

(例会並びに出席)

第6条 例会は原則として毎月1回開催する。

但し、臨時総会を除く総会開催月はこの限りでない。

2. 例会は事前に通知し、会員は事前に必ず出欠席、遅刻等の返答をしなければならない。
3. 例会は理事長がこれを主掌し、各担当者による会務報告の外、各種の行動を行う。
4. 例会は担当委員会が企画運営記録を行う。
5. 会員が例会を含む各種会合に6ヶ月以上欠席した場合は、理事会で進退を審議し、会員は理事会の決定に従う。

(事務局)

第7条 一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）の事務を適正に処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には事務局長を置くものとし、事務局長は正会員のうちから理事長が委嘱する。
3. 事務局長は専務理事を補佐し、事務局業務を主掌する。
4. 事務局には次の委員会を置くものとし、委員会は事務局業務を補佐する。
 - (1) 広報戦略総務委員会
5. 事業年度により委員会の名称の変更もできるものとする。
6. 事務局には所要の職員を置き、職員の任免の決定は理事会の決議による。

(室)

第8条 本会議所は委員会相互の円滑な運営を図るために次の室を置く。

- (1) 社会開発室
 - (2) 未来開発室
 - (3) 会員開発室
2. 各室には室長を置くものとし、室長は正会員のうちから理事長が委嘱し、任期は1ヶ年とする。
 3. 各室には、次の委員会を置く。
 - (1) 社会開発室
 - SDGsエネルギー委員会
 - 経営品質委員会
 - (2) 未来開発室
 - こどもの心委員会
 - (3) 会員開発室
 - J Cの繋がり委員会
 4. 事業年度により室の名称、委員会の所属及び委員会の名称の変更もできるものとする。

(委員会)

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、任期は1ヶ年とする。

2. 委員長は会務を主宰し、委員会を召集する。
3. 委員の所属は理事会の決議により定める。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
委員会内の会員拡大運動を主導し、J Cの繋がり委員会と連携を図る。
5. 委員長は委員会報告書を作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。
6. 委員長は必要と認めるとき、役員の出席を求めることができる。
7. 委員会の業務分担は次の通りとする。

(1) SDGs エネルギー委員会

- ・持続可能なJ C活動のための会員拡大運動の実施
- ・エネルギー問題の研究及び理解促進に関する事業の企画・運営
- ・SDGsの研究及び理解促進に関する事業企画・運営

(2) 経営品質委員会

- ・持続可能なJ C活動のための会員拡大運動の実施
- ・持続可能な地域経営の構築に関する事業の企画・運営
- ・組織力の向上が出来る人材育成に関する事業の企画・運営

(3) こどもの心委員会

- ・持続可能なJ C活動のための会員拡大運動の実施
- ・青少年に柏崎刈羽を誇りに思う心を育成する事業の企画・運営
- ・郷土を愛する親子の心を育成に関する事業の企画・運営

(4) J Cの繋がり委員会

- ・会員拡大運動の取りまとめ・主導
- ・正会員の入会及びオリエンテーションに関する業務
- ・会員交流に関する事業の企画・運営
- ・会員褒賞の企画・実施
- ・会員に柏崎J Cを誇りに思う心の育成に関する企画・運営

(5) 広報戦略総務委員会

- ・持続可能なJ C活動のための会員拡大運動の実施
- ・事務局運営並びに総務・各種窓口業務
- ・組織の広報力の向上に関する調査・研究及び、広報活動
- ・各種管理・記録・保存業務
- ・総会、理事会及び諸会議等の管理・運営

(特別委員会)

第10条 総会の承認もしくは理事会出席理事の3分の2以上の承認を得て、特別委員会を設置することができる。

2. 特別委員会の業務分担は、次の通りとする。

(1) 第9条第7項の委員会の業務に属さない件

(2) 第9条第7項の委員会の2つ以上にまたがる件

3. 特別委員会の委員長及び委員は、定款第15条に定める役員または第9条第7項のいずれかの委員会の委員を兼務すること。

4. 第9条第2項から第6項までは特別委員会についても準用されるものとする。

(理事予定者会議)

第11条 次年度理事及び監事は、理事予定者会議を組織し、次年度の事業活動に必要な準備をすることができる。

(正副理事長予定者会議)

第12条 次年度理事長予定者は、必要に応じて、正副理事長予定者会議を組織することができる。

2. 正副理事長予定者会議は、理事長予定者がこれを招集し、副理事長予定者、室長予定者、専務理事予定者、事務局長予定者、監事予定者及び直前理事長予定者をもって構成する。

(委員会予定者会議)

第13条 次年度委員長予定者は、必要に応じて、委員会予定者会議を組織することができる。

2. 委員長は委員会予定者報告書を作成し、速やかに理事長予定者に提出しなければならない。

3. 委員長予定者は必要と認めるとき、役員予定者の出席を求めることができる。

(顧問)

第14条 理事長は、本会議所の運営に関する重要事項につき、必要に応じ意見を求めるため、顧問を委嘱するこ

とができる。

2. 顧問は、本会議所の運営に関し、理事長の諮問に応じ審議し、又は意見を具申する。

3. 顧問の任期は1ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

(表彰)

第15条 本会議所の会員にて次の各号に該当する者は理事会の決定により表彰する。

(1) 本会議所の活動に著しき貢献を為した会員

(2) 本会議所の各種会合、事業、行事への出席率が非常に優秀な正会員

(3) 本会議所以外の場に於いて、立派な行動、活動で、JC会員として名誉を著しく挙げた会員

附 則

本規程は2020年1月14日より施行する。

<参考> 組織構成に関する決定機関

○総会付託事項 → 総会で審議	・理事長、理事、監事・・・総会で選任	定款第16条
○理事長付託事項 → 理事長が選定・委嘱する	・副理事長、専務理事・・・理事の中から選定 ・委員長、副委員長・・・正会員のうちから理事長が委嘱 ・事務局長・・・正会員のうちから理事長が委嘱 ・室長・・・正会員のうちから理事長が委嘱	定款第16条 定款第49条 運営規程第7条 運営規程第8条
○理事会付託事項 → 理事会で審議する	・委員会メンバーの所属・・・理事会の決議により定める	運営規程第9条

慶弔規程

第1条（祝儀）

一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）の正会員であって、結婚する者には祝を贈る。

第2条（香料）

本会議所の正会員、配偶者、両親、子供並びに当会議所に特別の功労のあった人及びそれに準ずる人が死亡された場合は、香料を呈する。

第3条（見舞）

本会議所の正会員の事業所、住宅が火災等の災害で甚大なる被害を受けた場合は、見舞を呈する。但し天災による被害で、正会員の半数以上が被害を受ける様な事態はこの限りではない。

第4条（決定方法）

祝、香料、見舞の決定及び内容は次の各号による。

- （1）正会員の結婚 20,000 円 又はそれに相当する品
 - （2）正会員の死亡 20,000 円 外に生花又は花輪一基
 - （3）正会員の病気 5,000 円 但し14日以上にわたる入院の場合
 - （4）正会員配偶者の死亡 10,000 円
 - （5）正会員の両親及び子女の死亡 5,000 円
 - （6）正会員の住居または事業所の災害 10,000 円
2. 以上の他、必要と認めたときは理事長が決定し、理事会に報告する。

第5条（情報収集並びに報告）

正会員は第4条に該当する事実のあったときは、速やかに理事長または事務局に届け出なければならない。

附 則

本規程は2013年1月1日より施行する。

情報公開・個人情報保護規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）における情報の透明性及び説明責任（アカウンタビリティ）の重要性に鑑み、情報を公開するに際して、定款第58条に基づき、その内容の取扱いに関する事項及び定款第59条に基づき、構成員の個人情報の保護に関する事項を規定する。

第2条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）ホームページとは本会議所が定めるサーバー内にあるウェブサイトをいう。
- （2）個人情報とは正会員及び関係者の住所・電話番号・生年月日等の個人に関する情報をいう。ただし、公的立場にある者の肩書きと共に用いる氏名は除く。
- （3）会員とは本会議所定款第6条に定める会員をいう。

第3条（情報公開の対象）

情報の公開にあたり、本会議所の有する既往5年間の全ての公式文書をその対象とする。

2. 全ての文書とは定款第57条第1項に規定するものを基本とし、その他会議上程資料、議事録等を言う。

第4条（文書の保管）

本会議所事務局は、情報公開に速やかに対応できるよう、全ての公式文書を整理保管しなければならない。

第5条（個人情報の保護）

個人情報は原則として公開しない。ただし、情報公開責任者が必要と判断した場合においては本人の同意を前提として公開することができる。尚、個人情報を書面（電磁的記録を含む、以下同じ。）で本人から直接取得する場合は、その利用目的を本人に予め明示しなければならない。

第6条（情報の公開方法）

情報の公開は、原則として本会議所のホームページ上で行うものとする。

2. ホームページ上に公開している情報以外の情報に関して第14条に定める開示請求があった場合は印刷文書又は複写資料により情報を公開することができる。

第7条（情報公開の原則）

第3条の情報以外に本会議所は、必要に応じて、ホームページ上、又はその他の広報媒体を通じ、以下の情報を公開することができる。

2. 公開にあたっては本会議所の品格・立場を辱めないよう考慮し、又、構成員及び関係者の個人情報の保護に留意することとする。
 - （1）広く一般に対し、本会議所の運動及び活動を浸透させるために発信する情報
 - （2）会員及び構成員に対しその青年会議所運動の援助をするために発信する情報
 - （3）会員及び構成員相互の情報交換のために発信する情報及びその情報交換のための場の提供

第8条（情報公開の承認および削除）

情報の公開にあたっては本会議所の情報公開責任者の承認を得なければならない。削除・修正・追加についても同様とする。

第9条（著作権）

本会議所のホームページに掲載された情報の著作権は、すべて本会議所に属する。

第10条（責任者及び責任範囲）

本会議所事務局長は、情報公開に際し、サーバー内にある本会議所のホームページに公開された全ての情報及び情報開示請求にともなって公開された全ての情報について責任を負う。

2. 事務局長はこの規程に定めるものの他、情報公開に関する定めを規定する必要がある場合、別途、指針・要領・細則・ガイドライン等を定めることができる。

第11条（運営の承認）

事務局長は、情報公開の適正運営を図るために、情報公開責任者を理事会の承認を得て選任することができる。

第12条（意見徴集）

情報公開責任者は会員及び構成員の意見を採り入れながらホームページ上での情報公開の指揮を執るとともに、情報の開示請求があった場合、事務局長の承認の下、速やかに情報を開示しなければならない。

第13条（情報修正請求）

ホームページ上に既に公開されている情報について、会員又は構成員並びに関係者から修正・削除要求が出され、それについて定款第43条にもとづく理事会の賛成決議があった場合、情報公開責任者は要求の部分を修正・削除しなければならない。

第14条（情報開示請求）

情報公開責任者は国内外問わず、全ての人格からの情報開示請求に対し、速やかにその求めに応じなければならない。

第15条（情報開示窓口）

情報開示請求の窓口は、原則として本会議所事務局とする。

第16条（情報開示条件）

情報公開責任者は、情報開示の請求があった場合、その情報が会員及び構成員又は関係者のプライバシーを侵害する恐れがある場合、理由を明示してその情報の全部又は一部を非開示とすることができる。

第17条（費用の請求）

情報公開責任者は、情報開示請求に関し、郵送料・複写料等の費用が生じた場合、情報開示請求者に対しその費用を請求することができる。

附 則

本規程は2013年1月23日より施行する。

総会規則

第1条（目的）

一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）の総会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条（招集の通知）

総会の通知には、定款第29条第2項に掲げる事項を記載するとともに、定款第29条第4項に定める総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、総会参考書類及び議決権行使書、出席票そのほか必要な書類を同封・添付しなければならない。

第3条（代理人の出席）

正会員の代理人として総会に出席する者は、会場の受付において委任状の確認等によりその資格を明らかにしなければならない。

第4条（正会員以外の者の出席）

理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2. 議長は、議長、理事又は監事を補助するために、正会員以外の者を総会に出席させることができる。

第5条（議長の権限）

議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2. 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

（1）正会員又はその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

（2）議長の指示に従わない者

（3）総会の秩序を乱した者

3. 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

第6条（定足数の確認）

議長は、総会の開会に際し、事務局長に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

第7条（開会の宣言）

開会の予定時刻が到来したときは、議長は自ら議場に開会を宣言するか、議長が予め指名した正会員に宣言をさせることができる。

第8条（開会時刻の繰り下げ）

議長は、交通機関の影響等特にやむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

第9条（議題の付議の宣言）

議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2. 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。但し、理由を述べてその順序を変更することができる。

3. 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

第10条（理事等の報告又は説明）

議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2. 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。但し、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第43条又は第44条の規定により正会員から提案があった場合、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

第11条（議題の審議）

議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2. 発言の順序は、議長が決定する。

3. 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

第12条（議事進行動議）

正会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2. 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
3. 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

第13条（採決）

議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し採決することができる。

2. 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
3. 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
4. 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
5. 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また、原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
6. 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
7. 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。

第14条（出席した正会員の議決権の数）

総会の決議については、次の数の合計数を出席した正会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した正会員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた正会員の議決権の数
- (3) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した正会員の議決権の数
- (4) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した正会員の議決権の数

第15条（採決結果の宣言）

議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

第16条（休憩）

議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

第17条（延期又は続行）

総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2. 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所について決議しなければならない。但し、その決定を議長に一任することができる。
3. 前項但し書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。
4. 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より30日以内の日としなければならない。

第18条（閉会）

議長は、すべての議事が終了した場合又は延期若しくは続行が決議された場合は、閉会を宣言する。

第19条（議事録）

総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。また、議長、理事長及び正会員のうちから選任された議事録署名人がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員数（書面議決者及び議決委任者を含む。）
 - (4) 決議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第20条（本規則の変更・廃止）

本規則に定めのない事項についてや、本規則の変更及び廃止については理事会によってこれを定めるものとする。

附 則

本規則は2013年1月10日より施行する。

理事会規則

第1条（総則）

定款第47条に基づき、一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）理事会規則を定める。

2. 本規則は、理事会における会議の運用に関し、円滑に議事を進行させることを目的とする。
3. 本規則は、国際青年会議所が採用するロバート議事法に原則として基づく。

第2条（招集）

会議の招集は、定款第40条第3項に基づき、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を書面または電磁的方法により、開催日の7日前までに通知を発しなければならない。

2. 会議の招集を受けた者は、事務局長に対し出席報告をしなければならない。
3. 会議の招集を受けた者が出席できないときは、その理由を付し会議開会の時刻前に事務局長に届け出なければならない。

第3条（会議）

会議の進行及び運営は、原則として専務理事がこれにあたる。但し、審議を要する事項に関しては議長がその任に就く。専務理事が会議に出席出来ない場合は、議長が会議の全議事進行を担う。

2. 会議の開会定刻より相当の時間を経てもなお定足数に達しないときは、専務理事は議長の許可を得て会議開会の時間の遅滞又は流会を宣告することができる。
3. 審議を要する事項に関する会議中に定足数を欠くに至るおそれのあるときは、議長は休憩又は流会を宣言することができる。
4. 議長及び専務理事は、会議の秩序を維持し、本規則に定めるほか、次の事項について自ら行うほか、出席理事に指示することができる。
 - (1) 開会の宣言
 - (2) 会議の成立の宣言
 - (3) 議事日程の宣言
 - (4) 議事録作成人の指名
 - (5) 議事録署名人の指名
 - (6) 前回議事録の承認
 - (7) 閉会の宣言
 - (8) 会議の議決結果の外部への報告

第4条（議事日程）

議長及び専務理事は、会議時に議事日程及び会議に関する資料を、出席者に配布又は呈示するよう事務局長に指示する。

2. 議長が必要であると認めるとき、又はその会議に議題を提出する権利を有する構成者から動議が提出されたときは、会議の議を経て議事日程の順序を変更したり他の議題を追加することができる。また必要に応じて専務理事にそれを指示する。
3. 議長及び専務理事は、予定時間内に議事日程に記載した議題の審議が未了の場合は、会議出席者の議を経て会議時間の延長をすることができる。
4. 審議に至らなかった議題について、あらためて議事日程を定めたときは、その議題を最優先としなければならない。

第5条（議題及び動議）

会議の議題提出権者は、その会議において議題を提出する権利を有すると同時に、議決権を有するその会議の構成者でなければならない。

2. 議題提出権者が議題を提出するときは、事務局長から指定された日のほか、開催予定日の5日前までを原則とし、事務局長を経て、理事長及び専務理事に所定の書式をもって提出しなければならない。ただし緊急とみなされた場合はこの限りでない。
3. 同一議題で議決された事項を、再度その会議において議題として取り上げるときは、会議の議決権を有する出席構成者の3分の2以上の同意を得なければならない。
4. 同一議事日程中に議決された事項は、いかなる理由があろうとも再度その会議に議題として取り上げることはできない。
5. 動議は、会議において、他に2人以上のその会議の議決権を有する出席構成者の賛成がなければならない。
6. 動議は、会議において、賛成支持されない前は取り下げることができる。

第6条（議事）

議題を会議に付するときは、議長はその旨宣告する。

2. 議題提出者は、提案主旨を記載した文書を資料として配布し、必要があれば配布しなければならない。

第7条（発言）

- 発言は、すべて議長の許可を得なければならない。議長の許可のない発言は討議の対象にはならない。
2. 発言しようとする者は、挙手をして、議事進行者より指名を受けてから発言しなければならない。
 3. 審議を要する事項に関して発言しようとする者は、挙手をして「議長」と呼び、議長より指名を受けてから発言しなければならない。
 4. 2人以上挙手をして発言を求めたときは、議事進行者は先挙手者と認められた者を指名する。
 5. 発言はすべて簡明を旨とし、議題外にわたり、又はその範囲を越えてはならない。
 6. 議題提出者は、会議において、議題提案の詳細な説明を予め自分以外の者にさせようとする場合には、議長及び専務理事に申し出て許可を得、その旨をその議案の審議に入ったらただちに申し述べ、その者を紹介し発言させるものとする。又この者を指名して質問のあった場合は、議事進行者は速やかにこの者に答弁させなければならない。
 7. 議事進行者は、発言がその会議の品位をきざづけ、又は議事妨害であると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
 8. 議事進行者は、討議の進行において最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者とを交互に指名するように努めなければならない。
 9. 発言は原則として1議題につき、1人2回5分以内の範囲で行う。但し、議事進行上その適用は議事進行者の判断とし、回数、時間等を議長により制限されることがある。

第8条（議決）

- 議長は、議決をするときはその旨を告げる。
2. 議決は次の方法による。
 - (1) 挙手
 - (2) 起立
 - (3) 口頭
 - (4) 拍手
 - (5) 記名投票
 - (6) 無記名投票
 3. 議決は、まず否決案について行い、次に修正案、原案をあとにする。修正案が多い場合、原案に最も遠いものより議決する。
 4. 議決は賛成をとり、次に反対をとる。

第9条（議事録）

- 議事録は、議長から指名された書記により、議事に関し忠実に記載されなければならない。又書記は、作成した議事録を議長から指名された代表確認者に呈示し、確認を受けなければならない。
2. 議事録は、いかなる理由があろうとも内容を変えることはできず、あくまで事実の内容に対する誤文・誤字の訂正にとどめる。
 3. 議事録は、会議開催後2週間以内を原則として、次回会議までに作成し代表確認者に確認を得た後、理事、監事及び直前理事長に送付しなければならない。
 4. 前項で送付を受けた理事、監事及び直前理事長は、訂正修正箇所があれば指摘しなければならない。
 5. 前項にて確認された議事録は、会議構成者に次回会議時に呈示しなければならない。

第10条（傍聴）

- 会議を傍聴しようとする者は、本会議所の正会員にして、事務局長に申し出て、議長の許可を得なければならない。
2. 傍聴者は、会議の開会中は会議における討議に対して、賛否を表したり発言したりして議事を妨害するような言動をしてはならない。なお、傍聴者が議事の進行を妨害した場合は、議事進行者はその者を退場させることができる。

第11条（本規則の変更・廃止）

本規則に定めのない事項についてや、本規則の変更及び廃止については理事会によってこれを定めるものとする。

附 則

本規程は2013年9月5日より施行する。